

平成27年4月1日以降に開始される建設の事業は、 労務費率、賃金総額の算定方法などが変わります！

1 建設事業の一部について労務費率が変わりました

以下の業種について、平成27年度から適用する労務費率を改定しました。

	31 水力発電施設、ずい道等新設事業	34 鉄道又は軌道新設事業	35 建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	38 既設建築物設備工事業	36 機械装置の組立て又は据付けの事業		37 その他の建設事業
					組立て又は取付けに関するもの	その他のもの	
改定前	18%	23%	21%	22%	38%	21%	23%
改定後	19%	25%	23%	23%	40%	22%	24%

※また、業種によっては、「労災保険率」についても改定されましたので、ご注意ください。

2 有期事業における賃金総額の算定方法が変わりました

平成27年4月1日以降に有期事業（一括有期事業を除く）の賃金総額を算定する場合には、請負金額から消費税額分を除いたものに、改定後の労務費率を掛けて算定してください。

(平成27年4月1日以降)

消費税額を除く
請負金額

×

改定後の労務費率

=

賃金総額

<ご注意>

平成27年4月1日より前に保険関係が成立していた有期事業（一括有期事業を除く）の確定保険料額を出すにあたり、賃金総額を算出する場合は、次のとおりとなります。

▶平成25年10月1日から平成27年3月31日までに保険関係が成立した事業

消費税額を含む
請負金額

×

暫定措置
(105/108) ※1

×

労務費率※2

=

賃金総額

▶平成24年4月1日から平成25年9月30日までに保険関係が成立した事業

消費税額を含む
請負金額

×

労務費率※2

=

賃金総額

※1 消費税率の引き上げに伴う暫定措置

※2 平成24～26年度に適用されていた労務費率を用いる

◇平成24年4月1日より前に保険関係が成立した有期事業（一括有期事業を除く）については個別にお問い合わせください。



「有期事業の一括」および「単独有期事業のメリット制の適用」については、これまで消費税額を含む請負金額によって要件が定められていましたが、平成27年4月1日以降に開始される事業については、以下のとおり変更となります。

3 有期事業の一括の要件が変わりました

平成27年4月1日以降に開始される建設の事業については、消費税額分を除いた請負金額により有期事業の一括の対象となるかを判断します。

(平成27年3月31日以前)

請負金額(税込み)が1億9千万円未満

改正

(平成27年4月1日以降)

請負金額(税抜き)が1億8千万円未満

<ご注意>

- ▶平成27年3月31日以前に保険関係が成立している事業については、改正前の要件が適用されます。
- ▶このほか、概算保険料の額が160万円未満であることなどが必要です。
(これらの要件に変更はありません)

- ・下請負人の請負の事業を分離して、独立の保険関係を成立させるには、有期事業の一括の要件には該当しない規模のものである必要があります。
このたび、有期事業の一括の要件が改正されたため、下請負事業の分離の要件についても「**請負金額(税込み) 1億9千万円以上**」から「**請負金額(税抜き) 1億8千万円以上**」に変更します。

※下請負事業の分離は、元請負人及び下請負人が都道府県労働局長に対して申請し、認可を得ることが必要です。

4 単独有期事業のメリット制の適用要件が変わりました

平成27年4月1日以降に開始される建設の事業については、消費税額分を除いた請負金額によってメリット制の適用対象となるかを判断します。

(平成27年3月31日以前)

確定保険料額が40万円以上または、
請負金額(税込み)が1億2千万円以上

改正

(平成27年4月1日以降)

確定保険料額が40万円以上または、
請負金額(税抜き)が1億1千万円以上

<ご注意>

平成27年3月31日以前に保険関係が成立している事業については、改正前の要件が適用されます。

詳しくは最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

【補足】

※ 「２ 有期事業における賃金総額の算定方法が変わりました」では
単独有期事業について記載をしております。

一括有期事業についても平成 27 年 4 月 1 日以降に開始した事業
は消費税額を除く請負金額を元に賃金総額を算定することになり
ます。

ご不明な点は最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。